

市第 9 号議案

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年 6 月 5 日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 3 年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

戸塚駅西口第 3 地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された横浜国際港都建設計画戸塚駅西口第 3 地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
---------------------	--

別表第 2 に次のように加える。

戸塚駅西口第 3 地区地区整備計画区域	—	<ol style="list-style-type: none">1 1 階を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの（1 階の住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるもの及び計画図に示す旭町通りに接しない敷地にあるものを除く。）2 自動車教習所3 勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所4 倉庫業を営む倉庫5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール
---------------------	---	---

	その他これらに類するもの 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令 第130条の9の2に規定するもの
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

戸塚駅西口第3地区地区整備計画区域内における建築物の用途に関する制限を定めるため、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正したいので提案する。